

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 地球温暖化対策等の推進

第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画（第八条）

第二節 地球温暖化の防止

第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等（第九条—第十五条）

第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組（第十六条—第二十六条）

第三節 気候変動適応（第二十七条）

第三章 雑則（第二十八条—第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。

二 地球温暖化対策等 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。第三十二条において同じ。）及び気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。以下同じ。）に関する施策をいう。

三 温室効果ガス 法第二条第三項各号に掲げる物質をいう。

四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。

五 特定事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 本市の区域内に、年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者

ロ 本市の区域内に、年度における事業活動に伴う温室効果ガスのいずれかの物質の排

出の量が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者（イに掲げる者を除く。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を営業者で、使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十九条第一項において同じ。）（市長が定めるものに限る。）の総数が当該年度の前年度の末日において市長が定める台数以上であるもの

六 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。

（基本理念）

第三条 地球温暖化対策等の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- 二 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承することを目指すこと
- 三 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- 四 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

（市の責務）

第四条 市は、前条の基本理念（第七条において「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対策等を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、その事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、地球温暖化対策等について、事業者及び市民等の関心と理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携し、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する国際協力を推進するものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、地球温暖化の防止及び気候変動適応について、その従業者の関心と理解を深めるため、啓発を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第六条 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

（協働による取組）

第七条 市、事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、協働による地球温暖化の防止及び気候変動適応に取り組むものとする。

第二章 地球温暖化対策等の推進

第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画

第八条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 推進計画の目標

三 法第二十一条第三項各号に掲げる事項

四 気候変動適応に関し市が総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境基本条例（平成八年仙台市条例第三号）第三十条第一項の仙台市環境審議会（第七項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、推進計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による推進計画の変更について準用する。

7 市長は、推進計画の実施状況について、毎年度、審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

第二節 地球温暖化の防止

第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等

（事業者温室効果ガス削減指針）

第九条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資するため、事業者がその事業活動において温室効果ガスの排出の量を削減するために講ずべき措置に関する指針（以下「事業者温室効果ガス削減指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、事業者温室効果ガス削減指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（事業者温室効果ガス削減計画書の提出）

第十条 特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間（特定年度（令和二年度及び同年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。）の初日から同日から起算して三年を経過する日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該計画期間におけるその事業活動（第二条第五号イに該当する特定事業者にあっては本市の区域内に設置される同号イの事業所におけるもの、同号ロに該当する特定事業者にあっては本市の区域内に設置される同号ロの事業所におけるものに限る。以下こ

の款において同じ。)に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書(以下「事業者温室効果ガス削減計画書」という。)を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、事業者が計画期間の中途において特定事業者となったときは、特定事業者となった年度前の年度におけるその事業活動に関する事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、及び提出することを要しない。

2 事業者温室効果ガス削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 事業者温室効果ガス削減計画書を提出する年度の前年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- 三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標
- 四 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容
- 五 前号の措置を推進するための体制
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

4 第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)は、当該事業者温室効果ガス削減計画書に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書を市長に提出しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による事業者温室効果ガス削減計画書の提出について準用する。

(事業者温室効果ガス削減報告書の提出)

第十一条 計画書提出特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間の各年度について、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「事業者温室効果ガス削減報告書」という。)を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない。

- 一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- 二 前条第二項第三号の目標を達成するために実施した措置の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

(事業者温室効果ガス削減報告書の評価)

第十二条 市長は、前条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書(計画期間の最後の年度に係るものに限る。)が提出されたときは、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該事業者温室効果ガス削減報告書について評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行ったときは、当該評価に係る計画書提出特定事業者に対し、速やかに、当該評価の結果を通知するものとする。

3 市長は、第一項の評価の結果が優良であると認める計画書提出特定事業者について、速やかに、その旨を公表するものとする。

(表彰)

第十三条 市長は、前条第一項の評価の結果が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰することができる。

(助言)

第十四条 市長は、計画書提出特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が効果的に行われるよう、当該計画書提出特定事業者に対し、必要な助言をすることができる。

(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出等)

第十五条 特定事業者以外の事業者（次項において「一般事業者」という。）は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該計画期間に係る事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 第十条（第一項を除く。）から前条までの規定は、一般事業者が前項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第十条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）」とあり、並びに第十一条第一項本文、第十二条第二項及び第三項並びに第十三条中「計画書提出特定事業者」とあるのは「第十五条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」と、第十条第四項中「提出しなければならない」とあり、及び第十一条第一項中「提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない」とあるのは「提出することができる」と、前条中「計画書提出特定事業者」とあるのは「次条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」と読み替えるものとする。

第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組

(エネルギーの使用の合理化)

第十六条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(設備等の使用の方法)

第十七条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

2 市民等は、その日常生活において使用する物品について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

(環境物品等の選択)

第十八条 事業者及び市民等は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をできる限り選択するよう努めなければならない。

(公共交通機関の利用の推進等)

第十九条 事業者は、その事業活動及びその従業者の通勤において、自動車等(自動車及び道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。次項及び次条において同じ。)の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民等は、自動車等の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩により移動するよう努めなければならない。

(自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十条 自動車等を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。

2 自動車等を運転し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、当該自動車等を適切に運転し、又は整備するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギーの優先的な利用)

第二十一条 事業者及び市民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用するよう努めなければならない。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十二条 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。第二十五条において同じ。)を新築し、増築し、又は改築しようとする者は、当該建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第二十三条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第二十四条 森林を所有し、又は管理する者は、森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、その森林を適切に保全し、及び整備するよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第二十五条 土地又は建築物を所有し、又は管理する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その土地又は建築物に係る緑化の推進に努めなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 市は、事業者及び市民等が行う地球温暖化の防止に資する各種の取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 気候変動適応

第二十七条 市は、地域の特性を踏まえ、気候の変動による影響に係る被害の最小化及び回避並びに気候の変動による影響の効果的な活用の両面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

2 事業者は、その事業活動に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

3 市民等は、その日常生活に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識の習得に努めなければならない。

第三章 雑則

(報告の徴収等)

第二十八条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、計画書提出特定事業者その他の関係者に対し、この条例に基づく必要な措置の実施状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第二十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計画書提出特定事業者その他の関係者の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第三十条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 第十条第一項若しくは第四項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減計画書を提出せず、又は第十一条第一項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなかった者

二 事業者温室効果ガス削減計画書又は事業者温室効果ガス削減報告書に虚偽の記載をして提出した者

三 第二十八条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表)

第三十一条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

一 当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となる事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(電気事業者等の協力)

第三十二条 市長は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者（本市の区域内にエネルギーを供給しているものに限る。）に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。